

メールでのお申し込みは本紙を記入押印の上、PDF添付にて **ehacss_sales@comodo-sol.co.jp** まで。

熱中症対策サポーター 個別契約書 兼 利用契約書

●お申し込み書（注文書<個別契約書>）

申込No. _____

注文日付 _____

乙：株式会社コムドソリューションズ 宛

甲： _____ 印

1. サービス及び料金

サービス名	数量	単価	金額	備考
A 5名パック		49,000		・2023年度シーズンご利用期間： 2023年4月15日～2023年10月31日まで（予定）。 期間途中からのご利用も左記料金となります。 ・お手持ちのスマートフォンに、専用アプリをインストールして ご利用頂きます。 ・それぞれスタッフ人数分のセンサー端末のご利用料金を含みます。 ・センサー端末に同封している電池は試供品です。電池切れの際は 別途ご購入ください。 ・紛失、故障等にもなうセンサー端末の追加は、1台1,000円にて 承ります。（税・送料別） ・ご入金確認後、10営業日程度で管理者IDを発行します。
B 10名パック		79,000		
A×5セット		198,000		
B×5セット		298,000		
合計				
		消費税		
		お振込金額		

2. サービス仕様（マニュアル）

https://ehacss.comodo-cloud.net/ehacss_user_manual.pdf

3. ご入金予定日

※ご入金確認後に、熱中症計の発送、および
サービスURLのメール配信をいたします。

4. ご連絡先(ご発注窓口)

ご担当者名 _____
 メールアドレス _____
 TEL _____
 FAX _____

5. 熱中症計送付先

会社/部門名 _____
 住所 _____
 電話番号 _____
 メールアドレス(管理者ID) _____
 管理者氏名 _____

※システムに表記されます。
 ※5セット購入の際は、
 5部門分の情報を別途メールにてご連絡ください。

※サービスURLのメール配信をいたします。

6. 請求書

要 不要

5. 現場情報に基づいて、管理者IDの発行を依頼します。

2ページ利用契約書に基づいて、上記サービスを乙に注文します。

お振込み先	
銀行名	三菱UFJ銀行
支店名	新宿中央支店 (469)
口座種類	普通
口座番号	3507414
口座名義	株式会社 コムドソリューションズ
手数料	振込手数料はお客様のご負担となります。

●利用契約書

甲は「熱中症サポーター」システムの利用にあたり、下記『熱中症対策サポーター』システムサービス利用規約』に同意するものとする。
URL：http://ehacss.comodo-cloud.net/license_system.html

「熱中症対策サポーター」システムサービス利用規約

(目的)

第1条 熱中症対策サポーターシステムサービス利用規約(以下本規約と称します)は、株式会社コモドソリューションズ(以下当社と称します)が提供する第3条第1項に定める本サービス契約者が利用する場合の基本契約事項を定めることと目的とする。

(定義)

- (1)本規約において使用される用語の意義は以下の各号のとおりとする。
- (2)本サービスとは、ワイヤレスデータ通信等の無線データ通信を通じてデータセンターから当社が契約者へ、サービス仕様書に定める機能を提供する「熱中症対策サポーター」システムサービスを提供する。
- (3)サービス仕様書とは、本サービスの提供内容、提供範囲、提供水準、利用時間帯その他の諸条件が記載された文書を総称していうものとする。
- (4)契約者とは、利用契約もしくは本サービスを利用する法人をいふものとする。
- (5)データセンターとは、契約者によるサービスを提供するために、当社が任意に指定する施設であり、サーバ、その他のハードウェアならびに通信設備等から構成される施設をいふものとする。
- (6)個別契約とは、本規約に比し内容が変更される場合に限りて締結される本サービスの提供に関する契約をいふものとする。
- (7)システム管理者とは、当社が契約者に発行する「システム管理者用IDおよびシステム管理者用パスワード」にもとづき、システム管理者用画面から本サービスを利用する者とする者とも、本サービスに係る当社と契約者の連絡業務等を担当する、契約における管理者をいふものとする。
- (8)システム管理者画面およびシステム管理者用ID(パスワード)とは、システム管理者がシステム管理者用画面にログインし本サービスを利用するために当社がシステム管理者に発行するIDおよびパスワードをいふものとする。

(本規約の適用)

- 第8条 本規約は一切の利用契約に適用されるものとする。ただし、個別契約において明示的に本規約の内容を変更した場合は、個別契約の内容が本規約の内容に優先して適用されるものとする。
- 2 サービス仕様書は、本規約の一部を構成するものとする。

(本規約等の変更)

第4条 当社は、契約者の承諾を得ることなく、次に掲げる契約者への通知により、本規約(サービス仕様書を含む)および利用契約に規定のサービス利用料金を随時変更するものとする。契約者は当該変更について同意できないときは、契約者から変更後1か月以内当社所定の方法により当該変更を不服とするを当社に通知のうえ解約できるものとする。契約者は、本条にもとづく解約について当社に一切の損害賠償請求を行うものとする。

(契約者に対する通知)

第5条 当社の契約者に対する通知は、次の各号のいずれかの方法をもて行われるものとする。

- (1)システム管理者の電子メールアドレスへの電子メールの送信
- (2)本サービスに関するウェブサイトに掲載
- (3)システム管理者への文書送達

(4)前各号の他、当社が適時と判断する方法

2 前項の通知は、当社による電子メールの送信、ウェブサイトの掲載または文書の郵送(投函)をもて効力を生ずるものとする。

(本サービスの内容・範囲)

- 第6条 本サービスは本規約の提供内容、提供範囲、提供水準、利用時間帯その他の諸条件は、サービス仕様書に記載のとおりとする。
- 3 本サービスに係るコンサルティング・サービス、導入・設定・サポートサービスおよびシステム開発サービス等サービス仕様書に規定外のサービスについては本サービスに含まれないものとする。
- 2 契約者は、本サービスがインテリジェントデータ通信等の無線データ通信サービスを通じてデータセンターから非独占的に提供されるサービスであり、スマートフォンおよびデータ通信SIMカード等の性能、または通信環境もしくはデータセンターの利用状況等により本サービスの可用性、通信速度、レスポンス等が変動するサービスであることと了解するものとする。

(システム管理者の選任)

第7条 契約者は、本サービスに係る連絡および確認のため、1名のシステム管理者を利用契約締結後速やかに選出し、氏名および連絡先等を文書にて当社に通知するものとする。

(システム管理者用IDおよびシステム管理者用ID(パスワード)の通知)

第8条 当社は、利用開始日までにシステム管理者用およびシステム管理者用ID(パスワード)を契約者へ通知するものとする。契約者は、システム管理者用IDおよびシステム管理者用パスワードを、自己の責任のもと厳格に管理し、第三者に使用させたりはならないものとする。

2 ID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、当社はいかなる責任も負わないものとする。

4 契約者は、ID等が盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちにその旨を当社に連絡するとともに、当社から指図がある場合には、これに従うものとする。

(運用停止)

第9条 当社は、次の各号の一に該当した場合には、本サービスの提供をその必要となる期間、停止できるものとする。

- (1)電力会社が電力供給の中断またはデータセンターもしくは通信設備の障害等やその影響を及ぼす事由による場合
- (2)当社がデータセンターの保守を実施する場合
- (3)データセンターまたは無線データ通信サービスの不具合・障害が発生した場合
- (4)当社が第三者から導入しているコンピュータファイルが第三者からウィルス・バスター、ウィルス定義ファイル等を提供していない種類のコンピュータウイルスのデータセンター・スマートフォン等本サービスに係る設備へ感染(発生した)と当社が判断した場合を含む

(5)当社が善良なる管理者の注意をもつて防断し得ないデータセンター等本サービスに係る設備へ第三者による不正アクセスまたはクラック、通信機器等での侵害が発生した場合を発生したものと当社が判断した場合を含む

(6)当社が定める手順、セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害

(7)刑事訴訟法第218条(命令)による差押、差押、差押、執行拒否のための強制執行に関する法律の定めにもとづく強制執行その他の裁判の命令もしくは命令による強制執行に起因して発生した損害(損害が発生する恐れがある場合を含む)

(8)自然災害、戦争、テロ行為、致死的其他危険物の流行等不可抗力の他第三者の責めに帰さない事由により本サービスを提供できない場合

(9)第23条第1項第1号、第2号、第4号乃至第9号に規定の事由が発生した場合

(10)その他の危害等が発生した場合

2 当社は、前項各号により本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその旨を契約者に通知するものとする。ただし、当社が緊急または不可抗力により通知した場合はその限りでないものとし、事後通知その旨を契約者に通知するものとする。

3 第1項によりサービスが停止され、契約者またはその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとする。

(再委託)

第10条 当社は、本サービスに係る作業の全部または一部を、第三者に再委託(以下再委託と称します)できるものとする。

(サービレベルアップ(グリーメント))

第11条 当社は、サービスは、サービスの提供水準として、サービス仕様書記載のサービスレベルの基準を満たすよう、商業的に合理的な努力をこめて本サービスを提供するものとする。

2 当社は、サービスレベルの変更を希望する(本サービスの内容を変更しない範囲で、変更できるものとし、当社指定日をもつて変更後のサービスレベルが適用されるものとする)。

3 サービスレベルは、本サービスに関する当社の努力目標を定めたものであり、サービス仕様書に記載するサービスレベル目標値を下回った場合でも、当社は損害賠償その他の責任を負うものとする。

4 サービスレベルは、利用契約で定められていないサービスおよび免責事項に起因して生じたものには適用されないものとする。

(利用契約およびサービス変更契約)

第12条 契約者が利用契約またはサービス変更契約の締結を希望する場合、契約者が当社所定の「熱中症対策サポーター」個別契約に申し込むとともに申込書の提出を申込み、当社が当該申込みを承諾のうえ当社所定の「熱中症対策サポーター」個別契約書を契約者に提出した時、個別契約が締結されるものとする。なお、当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、個別契約による申込みを拒否できるものとする。

(1)個別契約書提出しない場合

(2)個別契約書において虚偽記載、虚偽、記入漏れ等がある場合

(3)本サービスの提供が困難であると当社が判断する場合

(4)第13条第2項に該当する場合

(5)前各号のほか、個別契約またはサービス変更契約の承諾が不適切と当社が判断する場合

2 利用開始日は、利用申込書に記載のとおりとする。

(当社による個別契約の解約および本サービスの停止)

第13条 当社は、1か月前までに契約者に通知することにより、または第23条第1項(1)号により本サービスが提供できない場合、個別契約を解約できるものとする。

2 前項にかかわらず、当社は、契約者が次の各号の一にも該当する場合には、何らの通知、催告を要せず即時に利用契約を解約し、または本サービス停止してよいものとする。

(1)虚偽、虚偽発生、特別詐欺、偽造再生手続等の悪徳取引手続(本規約の制定後に改定もしくは制定されたものを含む)の申立を受けまたは自らこれらの申立をしたとき

(2)支払いの停止または手形交換所の取引停止等のを受けたとき

(3)破産手続、清算、破産または競争手続の開始があったとき

(4)解散または事業の全部もしくは重要部分の譲渡、停止を決議したとき

(5)催告状を履行し、またはその直があるものと当社が判断する場合

(6)契約者がサービス利用料金の支払いを滞らせ、当社の催告にもかかわらず返済が解消されない場合、その他利用契約のいずれかの条項に違反し、またはその直があるものと判断する場合

(7)本サービスの内容や運営を妨げるものとして当社が判断した場合

3 第1項または第2項により利用契約の解除または本サービスの停止により、契約者またはユーザーその他の第三者に損害が生じた場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとする。

(禁止事項)

第14条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に規定の事項を行ってはならないものとする。

(1)当社または第三者の著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権(以下知的財産権と称します)を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

(2)本サービスの内容や本サービスにより利用している情報を複製、改ざんまたは消去する行為

(3)本規約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為

(4)法令もしくは公序良俗に反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為

(5)他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名義もしくは信用を毀損する行為

(6)詐欺等の犯罪に結びついたりまたは結びついたりする行為

(7)わいせつ、アダルトコンテンツ、児童ポルノまたは児童虐待に際する画像、文書等を送信する行為

(8)無断で個人情報を開示し、またはこれを転送する行為

(9)第三者から不正に入手した本サービスを利用する行為

(10)ウィルス等有害なコンピュータプログラム等を送信または届達する行為

(11)第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為、または第三者が迷惑感を抱く、もしくはそのそれらのある電子メール(嫌がらせ電子メール)を送信する行為

(12)データセンターや通信回線に過大な負荷を及ぼす行為、その他本サービスの運営に支障を及ぼす行為

(13)ハラスメント、エン지니어リング、データコンフリクト、逆エンジニアリング、逆ソフトウェアをいふものとする

(14)第三者の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害または侵害するおそれのある行為

(15)本サービスの利用に際し、ウェブアクセス以外の方法でアクセスする行為

(16)リモートにアクセスする行為

(17)本規約に違反する行為、またはそのおそれのある行為

(18)前各号の違反により、当社が不適切と判断した行為

2 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為があつたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合には、直ちに当社に通知するものとする。

3 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、または契約者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報と一致する場合は、契約者の行為の一部の提供が一時的に、または第1項各号のいずれかの行為に該当する行為を断続することができるものとする。ただし、当社は、契約者の行為または契約者の提供した関連する情報は、契約者の利用となれる場合も含む)情報を監視する義務を負わないものとする。

(スマートフォン等のデータ通信用機器、センサー機器の準備および維持)

第15条 契約者は、自己の負担と責任を負って必要とするスマートフォン並びにデータ通信用SIMカード、センサー機器を用意し、支障を来さないよう正常に稼働させ、当社のデータセンター/データセンター通信等の無線データ通信を通じてアクセスするものとする。

(データの管理)

第16条 当社は、本サービスを利用して作成された契約者のデータ(以下データと称します)についてはバックアップを行わないものとする。

2 当社は、契約者のデータが個別契約の目的以外に利用される事がないよう(契約者データの不正アクセス、紛失、破壊および漏洩に引合的セキュリティ対策を講ずるものとする)。

3 契約者は、個別契約が終了した時、本サービスの利用にあつて当社から提供を受けたソフトウェアおよびそれに関するすべての資料等(当該ソフトウェアおよび資料等全部または一部の複製を含む)を、以下向

しに返却するものとす。契約者が本サービスを利用するにあたり、第三者からの財産権を侵害するとして何らかの訴訟、調停、請求、請求等(以下併せて紛争と称します)がなされた場合、契約者はすみやかに紛争の事実を当社に通知するものとし、当社および当社の権利持主が契約者と協議の上、当該第三者との紛争を解決することができるとするものとする。なお、契約者は当社または当社の権利持主に必要な資料を要請するとともに、必要な行為を行うものとする。

4 当社は、利用契約が終了した時、本サービスの利用にあつて契約者から提供を受けた資料等を契約者へ返還/データセンター/記憶媒体に資料等は、当社の責任で消去するものとする。

5 利用期間終了後、契約者が引き続きご利用になる場合は、新たに本サービスに関する継続に係る契約を締結していただくものとする。

(債権、債務の譲渡)

第17条 契約者は、当社の文書による事前の承諾がない限り、本サービスに係る権利、義務ならびに契約者としての地位の全部または一部を第三者に譲渡、移転し、または担保に供してはならないものとする。

(知的財産権の取扱い)

第18条 契約者は、個別契約にもとづいて、本サービスを利用することができるものより、本サービスに関する知的財産権を取得するものでもないことを承諾するものとする。

2 契約者は、当社または当社への権利持主者の知的財産権に係る権利表示および説明を要してはならないものとする。

(3)契約者は、当社または当社への権利持主者の知的財産権を侵害するとして何らかの訴訟、調停、請求、請求等(以下併せて紛争と称します)がなされた場合、契約者はすみやかに紛争の事実を当社に通知するものとし、当社および当社の権利持主が契約者と協議の上、当該第三者との紛争を解決することができるとするものとする。なお、契約者は当社または当社の権利持主に必要な資料を要請するとともに、必要な行為を行うものとする。

4 契約者は、本サービスの運用に関し、当社および原権利者の知的財産権を侵害した場合には、当社および原権利者へその損害を賠償するものとする。

(秘密の保持)

第19条 契約者および当社は、個別契約の履行に関連して秘密もしくは非公開である旨の表示がなされたうえで、開示または提供された相手方の技術上、販売上その他業務上の秘密(以下秘密情報と称します)を、第三者に対して開示、漏洩しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報と見做されるものとする。

(1)開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を変更した当事者の責によらずして公知となったもの

(2)開示前または当該開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの

(3)第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したものの

(4)相手方から秘密の開示に同意したもので、相手方からの情報によらないもの

2 前項の定めにもかかわらず、契約者および当社は、秘密情報のうち法令の定めにもとづき裁判所または権限のある行政機関からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めにもとづく開示を、当該裁判所または該行政機関に対し開示することができるとするものとする。契約者および当社は、開示後に開示すべき情報を相手方に返却するものとす。秘密情報を含む資料が第三者に開示された場合は、開示された当該秘密情報に関する責任を負うものとする。

3 秘密情報の開示または提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

4 秘密情報の開示または提供を受けた当事者は、当該秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行に必要な範囲内で秘密情報を複製または改変(以下併せて複製等と称します)することができるものとする。この場合、契約者および当社は、当該複製等および複製、改変に関する責任を負うものとする。

5 前各号の規定に関わらず、本サービス遂行に当社が必要と認められた場合には、第10条規定の再委託先のために必要な範囲で、契約者から事前の承諾を受けるとく秘密情報を開示することができるとするものとする。ただし、当該再委託先は本条にもとづき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負うものとする。

6 秘密情報の開示または提供を受けた当事者は、相手方の要請があつたときは秘密情報および複製等を相手方に返還し、秘密情報がスマートフォン/タブレット/データセンター/サーバー等に記録されている場合はこれを完全に消去するものとする。ただし、当該開示済みの複製、改変、複製等については、当該複製等が第三者に開示された場合、当社は当該秘密情報に關して1年間本案に定める義務を負うものとし、以後同様とする。

(個人情報の提供)

第20条 当社は、本サービスの実行に伴い契約者から提供された個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものをいふ。以下同じ)を開示する目的を以てのみ使用し、当該開示または漏洩しないものとする)ととも、開示先等にもとづき、適切に取り扱うものとする。

2 個人情報の取り扱いについては、前条規定の第3項乃至第6項の規定を準用するものとする。

3 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとする。

(情報漏洩時の対応)

第21条 当社の責任とすべき事由により秘密情報または個人情報保護法に違反し、これにより契約者に損害が生じた場合、当社は契約者に対する第23条第2項に定める損害賠償責任を負うものとする。

(免責)

第22条 当社は、本サービスならびに本サービスを利用して作成した契約者およびユーザーのデータに関して、正確性完全性、有用性、最新性、商業的な利用可能性、特定目的での適合性を保証し、特定結果の実現性について、いかなる保証も行わないものとする。

(損害賠償)

第23条 個別契約において明示的な定めのある場合を除き、本サービスの利用に起因して生じる契約者、ユーザーその他の第三者における一切の損害(これには、次の各号の事由に起因する損害を含むこととする)を賠償しないものとする。ただし、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何に関わらず、いかなる場合においても当社は損害賠償責任を負わないものとする。

(1)天災地災、戦争、テロ行為、致死的其他危険物の流行その他の不可抗力

(2)データセンター並びにデータ通信スマートフォン自体の障害またはデータセンターまたはワイヤレスデータ通信サービスの不具合等契約者の接続環境の障害

(3)データセンターからの応答時間等データ通信接続サービスの性能に起因する損害

(4)当社が第三者から導入しているコンピュータファイルが第三者からウィルス・バスター、ウィルス定義ファイル等を提供していない種類のコンピュータウイルスのデータセンター/スマートフォン等に感染したことを含む

(5)当社が善良なる管理者の注意をもつて防断し得ないデータセンター等本サービスに係る設備へ第三者による不正アクセスまたはクラック、通信機器等での侵害

(6)当社が定める手順、セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害

(7)業務プログラムおよびデータベースに起因して発生した損害

(8)刑事訴訟法第218条(命令)による差押、差押、差押、執行拒否のための強制執行に関する法律の定めにもとづく強制執行その他の裁判の命令もしくは命令による強制執行に起因して発生した損害

(9)その他当社に故意がない場合

2 本サービスに関して当社は損害賠償責任を負わない場合、当社の負担する損害賠償金額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当得利、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、また、本サービスの契約の有無にかかわらず、個別契約に記載する本サービス提供期間(提供日数)の内、契約者の本サービスを利用出来なかった日数分相当額を上限とするものとする。なお、特定の損害に生じた損害および損失賠償等については、その旨の責を負わず、当社はいかなる責任も負わないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第24条 契約者は、自己、自社の親会社(自社の議決権株式の過半数を有する会社)および自社の子会社(自社の議決権株式の過半数を有する会社)(以下あわせて自社等と稱します)ならびに自社の役員が、現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団員になつた時から5年を経過しない者、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団、社会運動組織その他の団体による特別知能能力者、その他これらに準ずる者(以下暴力団等と称します)のいずれかに該当しないことおよび該団体等が自らまたは当該団体等を通じて表明、保証します。

(1)暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与している認められる関係を有すること

(2)自社等もしくは第三者の不正の利益を追求する目的または第三者に損害を加ふる目的と関わり、当社に暴力団等を利用すること

(3)暴力団等に対し資金等を提供し、または資金を提供するなどの関与を有すること

(4)自社の役員または役員に就任し、または現在に就任している者が暴力団と社会的に非難されるべき関係を有すること

(5)風俗的な要求行為、法的責任を越えた不当な要求行為を行うこと

(6)風俗的な洗脳、洗脳を用いたまたは悪用を用いた当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害すること

2 当社は、契約者が前項の規定に違反した場合、契約者に対する何らの通知、催告を要せず、本契約の全部または一部について解除することができるものとする。

3 契約者が第1項の規定に違反した場合、契約者は、当社に対し負担する一切の金銭的権利につき無条件に自らの利益を喪失し、当該債務を直ちに当社に返済しなければならないものとする。

4 契約者が第1項の規定に違反し、当社が第2項にもとづき本契約を解除したことにより契約者に損害が発生した場合は、当社は一切の賠償責任を負わないものとする。

5 契約者が第1項の規定に違反し、当社が第2項にもとづき本契約を解除したことにより契約者に損害が発生した場合、当社は契約者に対し、損害賠償を請求することができるものとする。

(本規約の有効性等)

第25条 法律の規定または裁判所の判断により本規約の一部が無効または適用不可能とされた場合であっても、それによって本規約の他の部分の有効性や適用可能性に影響を受けないものとし、法律により許容される範囲内で法的強制力を有するものとする。

2 当社は、本契約が相手方による本規約の規定の遵守を強制せず、または要請しなかったとしても、当該規定を放棄したとはみなされず、当該規定を強制する権利に自ら影響を与えないものとする。

(準拠法および提供地域)

第26条 個別契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国の法に準拠するものとする。

(管轄裁判所)

第27条 個別契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第28条 個別契約に定めのない事項または個別契約の履行につき疑義を生じた場合、契約者および当社は誠意をもて協議し、円満解決を図るものとする。

以上

2016年2月29日 制定

※本紙原本は甲にて管理。 ※乙はコピーにて保管。